

人吉市農業委員会定例総会

(第8回)

平成28年8月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

平成28年8月25日

市役所仮本庁舎3階議員控室

議事日程

- 日程第 1 議第 34 号 農地法第5条の許可申請の取り下げについて
日程第 2 議第 35 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 36 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 37 号 農地法第5条の許可申請に対する意見決定について
日程第 5 議第 38 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 6 議第 39 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について

その他協議報告事項

○ 出席委員（18名）

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理者	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男
同	10番	迫 田 幸 乃
同	11番	堤 千 鶴 子
同	12番	島 津 良 邦
同	14番	永 石 栄 二
同	15番	内 布 征 生

同 16番 上野博司
同 17番 福屋智香子

○欠席委員（1名）

同 13番 大石正廣

議事録署名委員 17番 福屋智香子
19番 北村和人

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局長 荒毛正浩
次長 和泉光代
主席 坂井正子
主任 堂坂高弘

開会：9時00分

○（議長）皆さんおはようございます。まだ9時にはなっておりませんが、始めます。

13番委員は欠席届が出ております。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。

ただ今から、平成28年第8回人吉市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に17番委員、19番委員を指名いたします。

それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第34号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第1・議第34号 朗読

○（議長）1番について事務局から説明をお願いします。

○（事務局 堂坂主任）おはようございます。この案件につきましては取り下げでございますので、事務局から説明をさせていただきたいと思っております。議案書1ページをご覧ください。議第34号1番でございます。また、総会資料の地図1ページをご覧ください。この案件は、平成27年3月定例会で議第10号の1として、店舗用地造成の転用目的の5条申請で、審議・可決頂きまして、その後、熊本県に進達しました案件でございます。その当時、現場も皆様に視察をしていただいていると

ころでございます。転用の詳しい内容は、農地以外の土地も含めた43,000㎡程を造成し、貸店舗用地として転用するもので、面積が3,000㎡を超えることから、開発行為の許可も同時に必要な案件でございました。当初は開発行為の許可申請も同時進行で行う予定でしたので、転用申請を先に受付し、その時点では県と国との協議段階まで進んでいました。その後、国道との接道に関しまして関係機関との協議が難航し、開発行為の申請が全く進まない状況に陥りました。また、開発行為に関する若干の内容変更などもありまして、転用協議についても内容審議がストップしておりました。申請から1年以上経過しましても状況が好転しないことから、県の指導もあり一旦取り下げをし、その後、内容を再検討したうえで再度申請する流れになりました。現在は、再度申請をするために特に開発行為許可申請に向けた協議、打ち合わせを進めている状況であり、時期は未定ですが、再度転用申請がなされる予定です。以上説明を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第2・議第35号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第2・議第35号 朗読

- （議長）1番について9番委員の調査報告をお願い致します。

- （9番委員）おはようございます。農地法3条の1番の調査報告をいたします。土地、農地の所在、地目は記載のとおりです。田が7筆で4,657㎡、畑が8筆で5,848㎡、計15筆の10,505㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。この案件は生前贈与です。譲渡人、譲受人は親子関係でございまして、現在、譲受人は造園業と農業をされておられます。譲渡人のほうは、ちょっとケガをされまして、足が少し不自由になっておられる状況でございまして、息子さんが機械等の主なことをされておりますので、問題ないと思っております。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番は該当しないということで調査いたしました。皆様のご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
次に2番について19番委員の調査報告をお願いします。
- (19番委員) おはようございます。それでは3条の2番について説明をいたします。
農地の所在、地目は記載のとおりです。農振区分は農振外です。面積はご覧のとおり
でございます。権利の種別は有償移転です。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。
この案件につきましては、譲受人は以前、この地において営農型太陽光発電施設をす
るということで皆さん方にご審議、許可をいただいております。申請地が営農型太陽
光発電施設の計画地の片隅にありまして、譲渡人も太陽光発電施設に協力されておら
れます。今回、申請地を購入して太陽光発電施設の計画地には入っておりませんが、
栗を栽培したいということでした。調査の結果でございますけれども、3条の第2項
の1号、4号、5号、7号に該当しないと判断いたしました。よって、許可相当と判
断いたしましたので、皆さん方のご審議の方よろしく申し上げます。以上ございま
す。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。
12番委員。
- (12番委員) この案件とは関係ないのですが、その後の太陽光発電施設はどうなっ
ていますか。心配しています。
- (19番委員) 9月からパネルを設置するということでした。
- (議長) よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。
「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について4番委員の調査報告をお願いします。
- (4番委員) おはようございます。私のほうから3条の3番についてご報告をいたしま
す。所在は記載のとおりです。地目は畑です。農振区分については農振外です。面積
が354㎡です。譲渡人、譲受人につきましては記載のとおりでございます。この案
件につきましては、利用権設定をされて野菜などを植えておられました。今後、引き
続き野菜などを植えたいということでした。申請地は譲受人の自宅前になりまして、
他の土地にも野菜、ブルーベリーを作っておられます。申請の理由といたしまして、

譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡張です。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番に該当しないということで何ら問題ないと判断しました。皆様方のご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の3番の報告について質疑はありませんか。
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第3・議第36号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- （事務局次長）日程第3・議第36号 朗読
- （議長）1番について7番委員の調査報告をお願いします。
- （7番委員）おはようございます。4条の1番について説明いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は登記上も田、現況も田でございます。農振区分は農用地内。面積は912㎡のうちの400㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は、農機具倉庫。倉庫が55.3㎡、資材置場が40㎡、通路等が304.7㎡となっております。理由は、今までは別のところに資材倉庫がありましたが、作業労働時間の短縮等の関係で今回、自宅の隣に申請地があるということで農業用倉庫を建てたいということでした。給排水計画については、給水についてはありませんので問題ないかと思います。雨水については自然浸透となっております。被害防除は、大きな機械での埋土等はないということですが、被害が出た場合は、双方協議して解決するというものでした。実質調査表をご覧ください。農地の区分は農用地区域内農地となっております。農地の区分と転用目的、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであり、許可相当と判断いたしました。これは400㎡にたいしては、農振除外の申請は許可されております。一般基準の1番、3番、6番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
12番委員。
- （12番委員）この位置図を見れば隣の温泉施設に入っているように見えるのですが、どういことでしょうか。
- （事務局 堂坂主任）ご説明いたします。こちらの位置図はゼンリン地図を利用しております。ゼンリン地図と実際の字図がどうしてもずれてしまっているところがありま

して、その関係で国道を中心に実際の図を示したところどうしても温泉の段差とかぶってしまいました。もちろん現場はきちんとずれておりますので、かぶっているということはございません。地図上の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

- （議長）ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第4・議第37号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第4・議第37号 朗読

- （議長）1番について14番委員の調査報告をお願いします。

- （14番委員）おはようございます。農地法第5条許可申請の1番に対する調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑。農地区分として農用地内。合計3筆で3,348㎡です。貸付人、借受人につきましてはご覧のとおりです。転用目的といたしまして、砂利採取。転用の概要として砂利採取3,348㎡、9,529㎡でございます。転用理由といたしまして、砂利採取、一時転用でございます。調査表をご覧いただきたいと思っております。農地の区分は農用地区域内農地。該当事項とした判断理由、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域。転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合としまして、その他3,348㎡の割合100%です。農地の区分と転用目的、一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いと認められるため許可相当。一般基準といたしまして、1番、3番、4番、6番、8番、9番、10番に相当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断されますので、ご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

19番委員。

- （19番委員）この議案についての異議はありませんが、下のほうの田はだいたい取り終わっているの上原田まで上がって砂利を取っていると思うのですが、いかがでしょうか。

- （14番委員）畑ばかりの砂利では利用価値がないので、田の砂利と畑の砂利を混ぜるということでした。

- （19番委員）以前、田の砂利採取の埋め戻しのときに、埋め戻し土が良くないと話が出たことがあります。今回、畑の砂利を取って埋め戻し土は良い物を入れられるので

しょうか。

- （14番委員）現状は山を削ったものを埋め戻されています。私の家の近くの裏山を今取っております。何年もつかもたないかは分かりませんが、そのような現状になっております。
- （19番委員）分かりました。そこのところが気になっていました。
- （議長）5番委員。
- （5番委員）位置図を見ますと市道に面しております。市道に関する安全面はどのようになっていますか。おそらく何mか深く掘られると思いますが、市道に関しての安全面は確保できているのでしょうか。
- （議長）事務局からお願いします。
- （事務局 堂坂主任）掘るときには安全面もあって1m、2mほど道路との間隔を空けるように指導がなされておりますし、農地に誤って落ちないように柵を設けるなどの対策がなされております。市道に関しては市の担当課のほうからも安全面も含めまして、同意書をいただいているところですので、その点に関しましては問題ないかと判断しております。
- （5番委員）例えば柵というのはどのようなものでしょうか。
- （事務局 堂坂主任）木の区切りを紐で結ぶ形になりまして、どこでもされておられます。
- （5番委員）分かりました。
- （議長）ほかに質疑はありませんか。
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第5・議第38号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- （事務局次長）日程第5・議第38号 朗読
- （議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。
- （1番委員）おはようございます。議第38号、農地法5条の許可申請に対する1番について報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で、面積は1筆で613㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、転用目的は駐車場です。農振区分は農用外。第二種農地で都市計画区域内の用途指定区域外です。現在は駐車場が左側にございますが竹やぶにございます。着工と完了は記載のとおりにございます。転用場所は別紙位置図のとおりです。調査表

をご覧ください。一般基準といたしまして、1番、3番、5番、6番、8番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代 ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。

それでは2番について20番委員の調査報告をお願いします。

- （20番委員）5条の2番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりです。

下田代町になります。地目は田、農振区分といたしましては、農用地区域内の農地です。面積は2筆の1, 989㎡。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的としては、農業用施設、牛舎、堆肥舎の建設ということです。事業計画についてご説明いたします。土地の選定理由として、譲受人は黒毛和牛を23頭ほど飼育しております。

自宅のすぐ前が畜舎になっておりますが、手狭になってきて隣の土地を検討したけれども、住宅があるものですから異臭等の問題があるため、他の場所を探していたところ申請地の周辺には畜産農家が2件あることから問題ないと判断して選定をしたということでした。この土地は農用地ですので、農振地になっております。これは職務代理者も出席されましたが、7月21日の農振審議会において用途区分の変更が認められた農地でございます。用途区分変更については、特に問題はないかと思います。転用の目的ですが、これは農用地利用計画に指定されている農地でございますので、特に問題はないので、許可できると判断しております。一般基準といたしまして、1番の資力および信用に相当、3番の確実性につきましても申請書及び聞き取り調査から相当、6番の計画面積の妥当性も相当、8番の営農条件への支障の有無も相当と特段問題もありませんので、総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と考えましたので、皆様方のご検討をよろしくお願い致します。

- （職務代理者）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況をみて)

- (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。
- (議長) 日程第6・議第39号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第6・議第39号 朗読
- (議長) 利用権設定の貸借設定1番の「利用権設定を受ける者」が、3番委員の関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。なお、採決に加わることはできません。
おはかりいたします。出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願い致します。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは事務局の説明をお願いします。
- (事務局 坂井主席) おはようございます。ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。平成28年8月16日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が6, 112㎡、「畑」が1, 485㎡、合計の7, 597㎡あがってきております。一番下の所有権移転について、「田」が10, 546㎡、「畑」が0㎡、合計の10, 546㎡あがってきております。右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表(所有権移転関係)になります。今回、公社買い入れが1件、公社売り渡しが2件、計3件ございました。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が0件、再設定が3件、合計の3件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査・確認をさせていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。
「なし」の声
- (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時40分まで各自で審査をお願い致します。

(各自審査)

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
「 なし 」の声
- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。
採決は所有権移転関係と貸借設定と分けて行います。
所有権移転関係の1番から3番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は
挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
次に1番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手
をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
1番の貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い
します。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
来月の定例総会は、26日(月曜日)午前9時30分から西間別館の202会議室に
て開催予定です。くれぐれもお間違いのなきようお願いします。

(9時42分 終了)